

<p>第四一類 四一・〇一</p>	<p>第四〇類</p>	<p>三九・二〇 三九・二一 三九・二二 三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六</p>
<p>原皮（毛皮を除く。）及び革 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>ゴム及びその製品</p>	<p>プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品</p>
<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A A A A A A A</p>

四一〇一・二〇のうち	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）	A
四一〇一・五〇のうち	クロムなめしもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないものを終えてないもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	A
四一〇一・九〇のうち	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	A
四一〇二	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。） クロムなめしもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	A
四一〇三	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。） その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A

四一〇三・一〇	やぎのもの	
四一〇三・二〇	爬虫類のもの	A
四一〇三・三〇のうち	豚のもの	A
四一〇三・九〇	なめし過程にないもの	A
四一・〇四	その他のもの	
四一〇四・一一のうち	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一〇四・一九のうち	湿潤状態（ウエットブルーを含む。）のもの	
	フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット	A
	クロムなめしのもの	A
	その他のもの	
四一〇四・四一のうち	乾燥状態（クラスト）のもの	
	フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット	
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をして	
	ないものうち	
	クロムなめしのもの	A
四一〇四・四九のうち	その他のもの	
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をして	

四一・〇五	<p>ないもののうち クロムなめしのもの A</p>
四一〇五・一〇	<p>羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工を しておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないか を問わない。） A</p>
四一〇五・三〇のうち	<p>湿润状態（ウエットブルーを含む。）のもの 乾燥状態（クラスト）のもの A</p>
四一・〇六	<p>染色したものの以外のもの その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超 える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあ るかないかを問わない。） やぎのもの A</p>
四一〇六・二一	<p>湿润状態（ウエットブルーを含む。）のもの A</p>
四一〇六・二二のうち	<p>乾燥状態（クラスト）のもの A</p>
四一〇六・四〇のうち	<p>染色したものの以外のもの 爬虫類のもの 植物性前なめしをしたもの その他のものうち 染色したものの以外のもの A</p>
その他のもの	<p>A</p>

四一〇六・九一	湿润状態（ウェットブルーを含む）のもの	A
四一〇六・九二のうち	乾燥状態（クラスト）のもの	A
四一一二・〇〇のうち	染色色したものの以外のもの 羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） パーチメント仕上げをしたものの以外のものうち	A
四一・一三	染色色し又は模様付けしたものの以外のもの その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） やぎのもの パーチメント仕上げをしたものの以外のものうち	A
四一一三・一〇のうち	染色色し又は模様付けしたものの以外のもの 爬虫類のもの パーチメント仕上げをしたものの以外のものうち	A
四一一三・三〇のうち	染色色し又は模様付けしたものの以外のもの その他のもの パーチメント仕上げをしたものの以外のものうち	A
四一一三・九〇のうち	染色色し又は模様付けしたものの以外のもの	A

<p>第四三類 四三・〇一 四三〇一・三〇</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。） 子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） 頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの ミンクのもの以外のもの 人造毛皮及びその製品</p>	<p>A A A A A A</p>
<p>第四四類 四四・〇一</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状</p>	

四四〇二・〇〇	に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	A
四四〇三	木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	A
四四〇三・一〇	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)	A
四四〇三・二〇	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	A
四四〇三・四一	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	A
四四〇三・四九	その他のもの(この類の号注1の熱帯産木材のものに限る。)	A
四四〇三・九一	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	A
四四〇三・九二	その他のもの	A
四四〇三・九九のうち	オーク(コナラ属のもの)のもの	A
四四・〇四	ビーチ(ブナ属のもの)のもの	A
四四〇四・一〇のうち	その他のもの 桐 <small>きり</small> のもの(粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。以外のも たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがせたものに限るものとし、縦にひ いたものを除く。)、木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品 の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はそ 他の加工をしたものを除く。及びチップウッドその他これに類するもの 針葉樹のもの)	A

四四〇四・二〇のうち	たが材、割ったポール及びくい 針葉樹以外のもの	A
四四・〇六	たが材、割ったポール及びくい	A
四四・〇七	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えものに限るものとし、かなながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇七・一〇のうち	針葉樹のもの	A
四四〇七・二四	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グラントファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）及びからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）以外のもの	A
四四〇七・二九のうち	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの バイロラ、マホガニー（スウイエテナ属のもの）、インブイア及びバルサ	A
四四〇七・九一	その他のもの ふたばがき科のもの以外のもの	A
四四〇七・九二	オーク（コナラ属のもの）のもの	A
四四〇七・九九のうち	ビーチ（ブナ属のもの）のもの その他のもの	A

四四・〇八	ふたばがき科のもの以外のもの 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇八・一〇のうち	針葉樹のもの インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	A
四四〇八・三九のうち	その他のもの ジェルトンのももの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） チークのもののうち 積層木材を平削りすることにより得られるもの以外のもの	A
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇九・一〇のうち	針葉樹のもの 引抜材、玉縁及び繰形以外のものうち	A

四四〇九・二〇のうち	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノープルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）及びからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）以外のもの	A
四四・一八	針葉樹以外のもの	A
四四一八・一〇	引抜材、玉縁及び繰形以外のもののうち	A
四四一八・二〇	ふたばがき科のもの以外のもの	A
四四一八・九〇のうち	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	A
四四・二〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	A
四四二〇・一〇	戸及びその枠並びに敷居	A
四四・二一	その他のもの	A
四四二一・九〇のうち	セルラーウッドパネル以外のものうち	A
	木製の建具及び床柱	A
	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	A
	木製の小像その他の装飾品	A
	その他の木製品	A
	その他のもの	A
	マッチの軸木	A

第四五類	コルク及びその製品	A
第四六類 四六・〇一 四六〇一・九一のうち	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを 問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を 平行につなぎ及び織ったものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等） であるかないかを問わない。） その他のもの 植物性材料製のもの むしろ、こも及びアンペラ</p>	A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図 及び図案	A
第五〇類	絹及び絹織物	

第五六類	第五五類	第五四類	第五三類	第五二類	第五一類	五〇・〇七	五〇〇二・〇〇のうち	生糸（よってないものに限る。） 野蚕のもの	A A A A A
						五〇・〇三 五〇〇四・〇〇 五〇〇五・〇〇 五〇〇六・〇〇のうち	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） 絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。） 絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものを除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸	A A A A A	
								絹織物	A A
								羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A
								綿及び綿織物	A
								その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A
								人造繊維の長繊維及びその織物	A
								人造繊維の短繊維及びその織物	A
								ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びに	A

		これらの製品	A
第五七類		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	A
第五八類		特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	A
第五九類		染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	A
第六〇類		メリヤス編物及びクロセ編物	A
第六一類		衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	A
第六二類		衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	A
第六三類		紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら	A
第六五類 六五〇一・〇〇		帽子及びその部分品 フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラ	

第六七類	第六六類	<p>六五〇三・〇〇</p> <p>六五〇四・〇〇</p> <p>六五・〇五</p> <p>六五・〇六</p> <p>六五〇七・〇〇</p>
調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	<p>トウ及びマンシヨン（スリットマンシヨンを含む。）</p> <p>フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも</p>
A	A	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	A
第六九類	陶磁製品	A
第七〇類	ガラス及びその製品	A
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	A
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含	A

七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	A
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A
七一〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A
七一〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A
七一・一〇	白金（加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A
七一・一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A
七一・一二	貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの	A
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A
七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	A
七一・一六・二〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	A
七一・一七	身辺用模造細貨類	A
七一・一八	貨幣	A

第八二類	第八一類	第八〇類	第七九類	第七八類	第七六類	第七五類	第七四類	第七三類	第七二類
卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	すず及びその製品	亜鉛及びその製品	鉛及びその製品	アルミニウム及びその製品	ニッケル及びその製品	銅及びその製品	鉄鋼製品	鉄鋼
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

第九〇類	第八九類	第八八類	第八七類	第八六類	第八五類	第八四類	第八三類
光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	船舶及び浮き構造物	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	各種の卑金属製品
A	A	A	A	A	A	A	A

第九一類	
九一・〇一	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）
九一・〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）
九一・〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品

A A A A A A A A A A

<p>九一・一二 九一・一三 九一三・一〇 九一三・二〇 九一三・九〇のうち</p>	<p>時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品 貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの （卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。） その他のもの 革製又はコンポジションレザー製のもの以外のもののうち 二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。） から構成されるもの以外のもの その他の時計の部分品</p>	<p>A A A A A</p>
<p>第九二類 第九三類 九三・〇一 九三〇二・〇〇 九三・〇三 九三〇四・〇〇</p>	<p>楽器並びにその部分品及び附属品 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品 軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。） けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。） その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃） その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七</p>	<p>A A A A A</p>